



の障害に関する 障害等級認定基準の 一部改正について

労災保険では、業務上又は通勤による負傷や疾病が治ったときに身体に一定の障害が残った場合に、その障害の程度に応じて、障害（補償）給付を支給することとしています。

障害の内容と程度については「障害等級表」（労働者災害補償保険法施行規則別表第1）が定められており、具体的な認定の基準については「障害等級認定基準」が定められています。

このたび、眼の障害に関して、新たな障害等級が定めされました。

新しい障害等級表は平成16年7月1日以降に治ゆしたものについて適用となります。

1 障害等級表の一部改正について

障害等級表に、「正面視で複視^{※1}を残すもの（第10級の1の2）」及び「正面視以外で複視を残すもの（第13級の2の2）」が追加されました。（眼の障害に関する障害等級については、裏面の表を参照。）

※1 複視

ものが二重に見える状態をいいます。片眼で見たときに二重に見える「単眼複視」と、両眼で見たときに二重に見える「両眼複視」がありますが、障害等級表の「複視」とは、「両眼複視」をいいます。

2 障害等級認定基準の一部改正について

障害等級表の改正に伴い、複視に関する認定基準を定めました。

(1) 「複視を残すもの」とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- a 本人が複視のあることを自覚していること
- b 眼筋の麻痺等複視を残す明らかな原因が認められること
- c ヘスクリーンテスト^{※2}により患側の像が水平方向又は垂直方向の目盛りで5度以上離れた位置にあることが確認されること

(2) 「複視を残すもの」のうち、

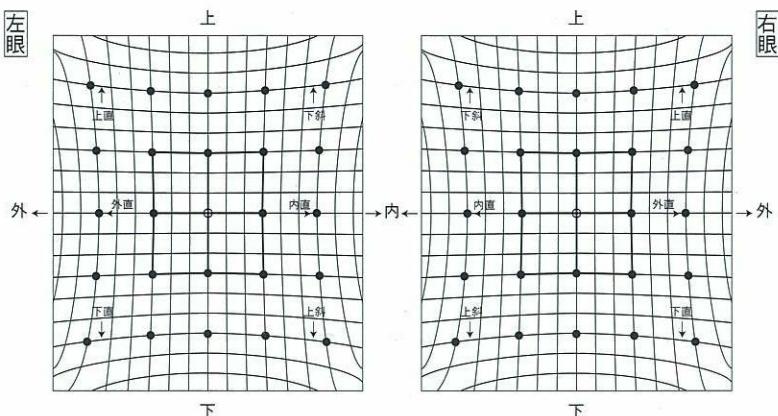
- a 「正面視で複視を残すもの」とは、ヘスクリーンテストにより正面視で複視が中心の位置にあることが確認されたものをいい、
- b 「正面視以外で複視を残すもの」とは、上記a以外のものをいいます。

複視は眼球の運動障害によって生ずるものですが、複視を残すとともに眼球に著しい運動障害を残す場合は、いずれか上位の等級で認定することとなります。

※2 ヘススクリーンテスト

専用の検査結果記録用紙(ヘスチャート)から、複視の生じている方向と左右の像のずれの間隔をみるための検査です。

[ヘスチャート]



障害等級表(労働者災害補償保険法施行規則別表第1) (抜粋)

眼 球 の 障 害	両眼が失明したもの	第1級の1
	1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	第2級の1
	両眼の視力が0.02以下になったもの	第2級の2
	1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	第3級の1
	両眼の視力が0.06以下になったもの	第4級の1
	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	第5級の1
	両眼の視力が0.1以下になったもの	第6級の1
	1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	第7級の1
	1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	第8級の1
	両眼の視力が0.6以下になったもの	第9級の1
	1眼の視力が0.06以下になったもの	第9級の2
	1眼の視力が0.1以下になったもの	第10級の1
	1眼の視力が0.6以下になったもの	第13級の1
調節機能障害	両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	第11級の1
	1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	第12級の1
運動障害	正面視で複視を残すもの	第10級の1の2
	両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第11級の1
	1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第12級の1
	正面視以外で複視を残すもの	第13級の2の2
視野障害	両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	第9級の3
	1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	第13級の2
まぶたの障害	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	第9級の4
	1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	第11級の3
	両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	第13級の3
	1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	第14級の1
運動障害	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	第11級の2
	1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	第12級の2

このリーフレットの内容につきましてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局労災補償課までお問い合わせください。